

熊本市防犯灯取替補助金交付要綱

制定	平成24年	4月	1日	企画振興局長	決裁
改正	平成24年	7月11日	区政推進課長	決裁	
	平成24年	9月	1日	区政推進課長	決裁
	平成24年	10月	1日	企画振興局長	決裁
	平成26年	4月	1日	企画振興局長	決裁
	平成27年	3月18日	企画振興局長	決裁	
	平成28年	3月29日	市民局長	決裁	
	平成29年	4月10日	市民局長	決裁	
	令和2年	3月31日	地域活動推進課長	決裁	

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における省エネの推進及び維持管理費の軽減を図るため、町内自治会等が維持管理する防犯灯をLED等防犯灯に取り替える経費に対して、予算の範囲内において補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 一般交通の用に供する道で市長が指定したものをいう。
- (2) 防犯灯 道路を照明するもので、防犯及び交通安全を図ることを目的として設置されたものをいう。
- (3) LED等防犯灯 LED灯その他省エネタイプの防犯灯

(補助の対象)

第3条 補助金は、町内自治振興補助金交付規則(昭和47年規則第35号)第2条に規定する町内自治会等(以下「町内自治会等」という。)であって、防犯灯を管理するものに対して交付する。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、町内自治会等が既に設置している防犯灯を撤去し、新たにLED等防犯灯への取替えに係る経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 照明器具一式費用
- (2) 取替工事費(支柱及び支柱の取替えに係る経費は除く。)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1灯につき6,000円とする。ただし、1灯の取替えに要する補助対象経費が6,000円を下回る場合はその額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする町内自治会等の代表者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を補助金の交付の対象となる防犯灯の取替え(以下「補助事業」という。)の実施前に市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 防犯灯取替補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 補助事業の実施に要する経費に係る見積書
- (3) 補助事業の場所を明示した地図
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(受付期間)

第7条 前条の規定による交付の申請の受付期間は、市長が別に定める。

2 前項に規定する受付期間における交付決定額の合計額が当該年度の予算の総額を超えていないときは、追加で受付を行うものとする。

(交付の決定審査)

第8条 市長は、第6条の申請があった場合は、その内容を審査し、及び必要に応じて実地調査等を行うことにより、補助金の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、補助金の申請のあった全ての町内自治会等の補助金の申請額の合計が1の年度における補助金に係る予算を超えた場合は、申請額の全部若しくは一部について決定し、又は公開の抽選により補助金の交付対象者を選出し、当該交付対象者に対する補助金について決定することができる。

3 前項の抽選により補助金の交付対象とならなかった者については、次年度以降補助事業に係る予算が措置された場合に限り、市長は、特に必要があると認めるときは優先的に交付されるよう必要な措置をとることができる。

(決定の通知)

第9条 市長は、補助金の交付の決定をした場合は、その決定の内容及びこれの条件を付した場合にはその条件を防犯灯取替補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(事業変更の申請等)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく防犯灯取替補助事業変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならないこととする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならないこととする。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には、防犯灯取替補助金交付取消・変更通知書（様式第4号）により交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(工事完了報告)

第11条 補助金交付の通知を受けた者は、当該防犯灯取替工事が完了したときは、次に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 防犯灯取替工事完了届（様式第5号）
- (2) 補助事業の実施に要した経費に係る領収書
- (3) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により工事完了報告を受けた場合においては、当該報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとき又は補助決定額を減額したときは、交付すべき補助金の額を交付決定通知に基づき確定し、防犯灯取替補助金交付確定通知書（様式第6号）により当該補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、前条により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が補助事業に関して次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において当該取消しの部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いについては、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の前において、この要綱による改正前の熊本市防犯灯取替補助金交付要綱の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

防犯灯取替補助金交付申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住所

申請者 町内自治会等名

代表者 印

熊本市防犯灯取替補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 LED等機器へ取替える防犯灯の数 _____ 灯
- 2 交付を受けようとする補助金の額 _____ 円
- ・1灯につき6,000円(6,000円を下回る場合はその額) ※100円未満切捨て
(内訳)

	LED等灯取替灯数	補助単価	交付を受けようとする補助金の額
1	灯	円	円
2	灯	円	円
3	灯	円	円
4	灯	円	円
5	灯	円	円
合計	灯		円

※補助単価が同じものは、まとめて記入

- 3 設置場所 _____
- 4 添付書類 ① 補助事業の実施に要する経費に係る見積書
② 補助事業の場所を明示した地図
③ その他市長が必要と認める書類

発第 号
年 月 日

住所
申請者 町内自治会等名
代表者 様

熊本市長

熊本市防犯灯取替補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった防犯灯取替補助金については、熊本市防犯灯取替補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助対象事業費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助金額 円

- 2 補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。

請求の際には、本書の写しを添付すること。

- 3 交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業完了後、速やかに防犯灯取替工事完了報告書を市長に提出しなければならない。
- (5) その他

- 4 補助条件に違反したとき、不正行為がなされたときその他市長が補助を不相当と認めたときは、補助を取り消し、若しくは補助決定額を減じ、又は既に交付されたものについて返還を命ずることがある。

- 5 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。

- 6 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

防犯灯取替補助事業変更申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住所

申請者 自治会等名

代表者

印

年 月 日付け発第 号で防犯灯取替補助金交付決定通知のあった補助対象事業については、下記のとおり変更したので御承認願います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 添付書類
防犯灯取替補助金交付決定通知書
- 4 (その他)

発第 号
年 月 日

住所

申請者 町内自治会等名

代表者 様

熊本市長

防犯灯取替補助金交付取消・変更通知書

年 月 日付け発第 号で通知した補助対象事業に対する補助金については、熊本市防犯灯取替補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり取消・変更したので通知します。

記

1 補助金 円

2 取消・変更の理由

防犯灯取替工事完了届

年 月 日

熊本市長 (宛)

住所

申請者 自治会等名

代表者 印

熊本市防犯灯取替補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 LED等機器へ取替えた防犯灯の数 _____ 灯
- 2 交付決定額 _____ 円

(内訳)

	LED等灯取替灯数	補助単価	交付決定額
1	灯	円	円
2	灯	円	円
3	灯	円	円
4	灯	円	円
5	灯	円	円
合計	灯		円

※補助単価が同じものは、まとめて記入。

- 3 設置場所 _____

- 4 添付書類 ①補助事業の実施に要した経費に係る領収書
②その他市長が必要と認める書類

発第 号

年 月 日

住所

町内自治会等名

代表者 様

熊本市長

防犯灯取替補助金交付確定通知書

年 月 日付け発第 号で通知した防犯灯取替補助金については、熊本市防犯灯取替補助金交付要綱第12条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

補助金 円

